

あきる野市教育委員会 8 月定例会会議録

- 1 開催日 平成 23 年 8 月 24 日 (水)
- 2 開催時刻 午後 2 時 00 分
- 3 終了時刻 午後 3 時 50 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 505 会議室
- 5 日程
- 日程第 1 議案第 18 号 平成 23 年度あきる野市教育委員会所管
予算 (第 3 号補正) について
- 日程第 2 議案第 19 号 平成 23 年度あきる野市教育委員会の権
限に属する事務の管理及び執行の状況
の点検及び評価 (平成 22 年度分) 報告
書について
- 日程第 3 議案第 20 号 あきる野市体育施設の設置及び管理に関
する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 21 号 あきる野市教育委員会事務局処務規則の
一部を改正する規則
- 日程第 5 議案第 22 号 あきる野市体育指導委員に関する規則の
全部改正について
- 日程第 6 報告事項 (1) あきる野市スポーツ振興計画市民検討
委員会設置要綱の一部改正について
- 日程第 7 報告事項 (2) 平成 22 年度学校評価報告書のまとめ
について
- 日程第 8 報告事項 (3) 「あきる野市生涯学習推進計画 あき
る野学びプランⅡ」の策定について
- 日程第 9 報告事項 (4) あきる野市青少年問題協議会委員の変
更について
- 日程第 10 報告事項 (5) アーチスト イン レジデンス事業
における招聘者の決定について
- 日程第 11 教育委員報告

6 出席委員	委員長	溝口 勲 夫
	委員長職務代理者	古田 土 暢 子
	委員	松 村 茂 夫
	委員	山 城 清 邦
	教育長	宮 林 徹

7 欠席委員 なし

8 事務局出席者	教育部長	荻 島 邦 彦
	指導担当部長	新 村 紀 昭
	生涯学習担当部長	山 田 雄 三
	教育総務課長	鈴 木 恵 子
	教育施設担当課長	石 川 英 次
	学校給食課長	小 林 賢 司
	指導担当課長	千 葉 貴 樹
	生涯学習推進課長	関 谷 学
	公民館長	岡 野 要 一
	体育課長	木 下 義 彦
	国体推進室長	橋 本 恵 司
	図書館長	森 下 正
	指導主事	西 山 豪 一
	指導主事	梶 井 ひとみ

9 事務局欠席者	秋川キララホール館長	逢 坂 郁 生
----------	------------	---------

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

議長（溝口勲夫君）

それでは、定刻となりましたので、ただいまからあきる野市教育委員会 8 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

事務局は逢坂秋川キララホール館長が欠席しておりますが、あとは全員出席でございます。

では、議事日程に従って会議を進めます。

まず、会議録署名委員の指名については、松村委員と山城委員を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 議案第 18 号平成 23 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 3 号補正）についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第 18 号平成 23 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 3 号補正）についての議案を提出いたします。説明は教育部長よりさせます。

議長（溝口勲夫君）

荻島部長、お願いします。

教育部長（荻島邦彦君）

座ったままで失礼いたします。提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、平成 23 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 3 号補正）について、委員会の意見を求めるものでございます。

学校教育関係は私から、生涯学習関係は山田部長からご説明させていただきたいと思っております。

まず歳入でございます。1 枚おめくりいただきまして、14 国庫支出金、02 国庫補助金、04 教育費国庫補助金、補正予算額 2,310 万 6,000 円の増額につきましては、まず国として耐震化を推進していくということから補助制度をこれまでの安全・安心な学校づくり交付金制度としていたものを、新たに学校施設環境改善交付金制度ということに変更いたしました。それに伴い安全・安心な学校づくり交付金を学校施設環境改善交付金に組みかえることとあわせまして、これまで補助対象とされていなかった設計監理委託料が補助対象とされたことに伴いまして 2,310 万 6,000 円を増額したというものでございます。

次に、03 委託金、04 教育費委託金 70 万 1,000 円の減額につきましては、文部科学省の特別支援教育総合推進事業の委託内容が確定したために減額補正するものでございます。

次に、15 都支出金、03 委託金、05 教育費委託金 30 万円の減額でございますけれ

ども、内訳といたしましてスポーツ教育推進事業委託金50万円の減額、これにつきましては委託事業が秋多中と前田小の2校で行うということで確定したため50万円の減額をするものでございます。また、児童・生徒の学力向上調査研究事業委託金の20万円の増額につきましては、平成23年度児童・生徒の学力向上を図るための調査から試行的に今まで都が行っておりました採点を、自校の教員による採点方式になったことを受けまして、本市においても小中学校全校で取り組んできておりますけれども、これに伴い試行的に実施した区市町村に対して自校採点における課題を明らかにし、その改善を図り、平成24年度児童・生徒の学力向上を図るための調査の円滑な実施ができるよう調査研究の委託指定があったということでございますので、増額したものでございます。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。

2段下になりますが款10教育費、01教育総務費、02事務局費303万1,000円の増額でございます。これにつきましては小宮小学校の五日市小学校への統合に伴う経費の補正ということで、内訳といたしましては記念誌作成委託料118万2,000円の減額、これにつきましては記念誌作成の原稿筆耕料が不用となったために減額をしたということでございます。また、車両借上料21万3,000円につきましては、平成24年4月からのスクールバス通学に備えまして、児童の通学訓練及び運行ルートの検証等を3学期に行うための経費でございます。合同学習として5日間分を予定しております。記念事業補助金400万円の増額につきましては、小宮小学校閉校に伴い地元実行委員会が行います記念碑設置に伴う補助金の増額でございます。

次に、03教育指導費33万7,000円の減額でございますけれども、内訳といたしましては特別支援教育総合推進事業経費70万1,000円減額、これにつきましては歳入でも申し上げましたけれども、事業内容が確定したことに伴い減額するものでございます。次の文化活動・対外活動振興事業経費66万4,000円の増額についてでございますが、内訳といたしまして対外活動参加報償費60万3,000円につきましては、西中及び増戸中の部活動の参加報償費におきまして、各部活動の人数増や交通費増によるものでございます。また、対外活動参加負担金の6万1,000円につきましては、西中の陸上部、剣道部におきまして個人種目での参加者がふえたために増額補正をするということでございます。次に、スポーツ教育推進事業経費50万円の減額につきましては、3校予定したものが2校、秋多中と前田小に決まったということでございましたので、それに伴う減額ということでございます。次に、児童・生徒の学力向上調査研究事業経費20万円の増額につきましては、自校採点における課題について調査研究することについて新規事業として委託を受けましたので、消耗品の予算計上をしたものでございます。

次に、02小学校費、02教育振興費246万9,000円の減額でございます。内訳といたしましては小学校教育振興経費5万円の増額、これにつきましては東京都獵友会から戸倉小学校に指定寄附がありましたので、野鳥観察用消耗品を購入するというものでございます。小学校国際理解教育経費251万9,000円の減額につきましては、AETの契約差金ということでございます。

次に、03学校保健体育費30万円の増額につきましては、例年のことでございますけれども、青梅信用金庫から指定寄附がございましたので、保健体育用備品の購入に充てると

いうものでございます。

次に、04学校整備費3,673万8,000円の減額につきましては、内訳でございますけれども、小学校校舎・体育館耐震補強工事監理委託料376万円の減額と、2行下になりますけれども、小学校校舎・体育館耐震補強工事3,888万8,000円の減額につきましては契約差金でございます。また、南秋留小学校電波障害対応配線改良工事91万円につきましては、南秋留小学校西側の住宅が学校による電波障害がありまして、校舎屋上からの配線により対応しているところでございますけれども、配線が劣化、老朽化したために張りかえを行うというものでございます。前田小学校放送設備改修工事500万円につきましては、AV調整卓が古くなりまして改修備品が調達できませんので、新しい調整卓に交換するというものでございます。

次のページでございますけれども、03中学校費、02教育振興費83万5,000円の減額につきましては、国際理解教育ということでAETの契約差金でございます。

次に、03学校保健体育費30万円の増額につきましては、これもやはり青梅信用金庫から指定寄附がありましたので、保健体育用備品の購入に充てるというものでございます。

次に、04学校整備費5,411万6,000円の減額につきましては、内訳につきましては中学校校舎・体育館耐震補強工事監理委託料の減額554万円と、中学校校舎・体育館耐震補強工事減額4,857万6,000円で、いずれも契約差金でございます。

学校関係の最後となりますけれども、最後、4ページが一番上でございますけれども、06学校給食費、01給食総務費210万8,000円の増額につきましては、秋川第一及び第二学校給食センターの高圧受電設備が定期点検、関東電気保管協会の定期点検におきまして経年劣化により障害発生のおそれがあるということで指摘を受けておりますので、改修工事を行うということで増額補正をさせていただきました。

以上が学校関係の補正予算の内容でございます。よろしくご承認のほどをお願いいたします。

生涯学習関係につきましては山田部長のほうからご説明させていただきます。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

では、続きまして説明させていただきます。

恐れ入ります2ページにちょっとお戻りいただきたいと思っております。2ページが一番上、02総務費、01、12男女共同参画推進費49万3,000円の増額補正でございます。これにつきましては男女共同参画に関する業務、主に情報紙編集等ではありますが、これを行うに当たりまして緊急雇用創出事業を活用して非常勤職員1名でございますが、これの賃金に充てさせていただきました。49万3,000円でございます。

続きまして、次ページを見ていただきまして、3ページの04社会教育費、01社会教育総務費の事業名が社会教育総務一般経費でございます。これにつきましては市内の文化団体から文化事業、主に生涯学習推進事業のためにと3万円の寄附行為がありまして、したがって生涯学習推進課のほうで補正予算を計上したものです。記念に残るものとしてICレコーダーを購入する予定でございます。

続きまして、その下04公民館費、公民館事業経費76万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては家庭教育支援基盤形成事業のさらなる充実を図るため、こち

らにつきましても緊急雇用創出事業を活用しまして非常勤職員を雇用するために補正をするものでございます。

続きまして、05 図書館費、中央図書館維持管理経費でございます。これにつきましては105万円の減額補正でございます。契約差金の減額ということで105万円を減額するものでございます。

続きまして、06 郷土館費1,760万9,000円の増額でございます。内訳でございます。まず、生涯学習推進として五日市郷土館収蔵資料整備事業経費でございます。こちらにつきましても五日市郷土館に収蔵する古文書等の整備を行い、目録を作成するとともに、目録を電子データ化し、ホームページ等で公開するなど市民サービスの向上を図るものとして委託するものでございます。こちらについても緊急雇用創出事業の財源を活用するものでございます。続きましてその下、写真資料整備事業経費、こちらも緊急雇用創出事業でございます。こちらにつきましても同じく五日市郷土館、あと二宮考古館で収蔵する貴重な写真類をスキャン等でデジタル化をし、資料情報の劣化を防ぐとともに展示や公開などのさまざまな用途に活用するために委託をするものでございます。金額につきましては994万4,000円の補正でございます。

続きまして、07 秋川キララホール運営費、秋川キララホール維持管理経費257万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、まず修繕料で53万8,000円となつてございまして、6月の保守点検で、舞台照明操作装置というのがございまして、これの装置に不具合が発見されたために暫定的にメーカーから同じような装置を借用していたところなんですが、ここで補正させていただいて、安定稼働のために正規のものに交換する修繕の内容になっております。これが53万8,000円であります。次に、自動火災報知器取替工事でございます。こちらが203万7,000円でございます。こちらにつきましては、ことしに入って工事費の見積もりをとったところ、工事経費を精査した結果、補正が必要になりましたので、203万7,000円の増額補正をさせていただくことになりました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（溝口勲夫君）

ご苦労さまでした。

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。何か質問あるいはご意見等ありましたらお願いいたします。

山城委員。

委員（山城清邦君）

2点お伺いします。

AETの契約差金による減額補正が2カ所で、小学校と中学校で行われていますけれども、契約差金による減額としてはかなり金額が大きいので、その背景というか、そういうものちょっとよくわかりませんので教えてください。

それともう一つですけど、緊急雇用創出、これ国のですよね。これはハローワークを通して求人をした場合に国からの補助金があるのですか。その制度をちょっと。

議長（溝口勲夫君）

その仕組みですね。

委員（山城清邦君）

はい、お願いします。

以上です。

議長（溝口勲夫君）

その2点について。最初はAETの差金について。

西山指導主事。

指導主事（西山豪一君）

今ご質問のありました国際理解教育経費につきましては、昨年度末の段階で指導室のほうからどのくらいの日数を実施したいというようなことをもとにした仕様書を作成し、それをもとに契約管財課のほうで入札し落札をした金額が当初予定していた額よりもこれだけ少なくて済んだということになります。その有無がはっきりしましたのでここで減額補正をさせていただきました。

議長（溝口勲夫君）

よろしいですか。

委員（山城清邦君）

ということは、査定の段階で要望に対するAETの人数を削減したとかそういうことではなくて、規模とか内容については仕様書どおりにやったんだけど、応札した業者が低い金額を入れてきたということなんでしょうか。

議長（溝口勲夫君）

そういうことですね。

指導主事（西山豪一君）

そのとおりでございます。

委員（山城清邦君）

随分違うものなんですね。こんなに違うんですか。

議長（溝口勲夫君）

割と、多少多目に見積もる、ほかの建設費の場合もそうですけれども、そういう可能性もあります。

委員（山城清邦君）

ただ、ここ数年こうした入札を繰り返してきているわけですよね。ですからことしこんなに安く数字をだせるんですかってちょっと心配になっちゃうんです。

議長（溝口勲夫君）

でも事実関係はそういうことですね。

委員（山城清邦君）

はい、わかりました。

議長（溝口勲夫君）

それと緊急雇用、関谷課長。

生涯学習推進課長（関谷 学君）

緊急雇用につきましては国からの補助で賄われてございます。業者のほうに委託をいた

しまして、業者のほうはハローワークを通じて新規雇用者をそこで受けて、事業を実施するという形になってございます。新規事業雇用者は2分の1、全体の金額のうちの2分の1以上になるようにという条件のもとで実施する事業でございます。

委員（山城清邦君）

この緊急雇用対策事業というのは、これ始まって五、六年たちましたか。こういうのは非常にありがたいですよ。すみません、余談ですけど。結構です。ありがとうございました。

議長（溝口勲夫君）

この写真資料整備事業経費というのは、これ人件費以外相当やっぱりいろんな、資材とかそういうのもかなりかかるということですね。この金額の中に。

生涯学習推進課長（関谷 学君）

人件費がほとんどございまして、その他の諸経費等が65万程度でございます。

議長（溝口勲夫君）

はい、わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

ちょっと私から1点だけ。小宮小の記念事業補助金、これは記念碑だけの金額ですか。

教育総務課長（鈴木恵子君）

今実行委員会が地域で組織されまして、さまざま記念事業について検討しております。記念碑の金額がはるものでありますけれども、あと閉校に伴う記念式典の後の懇親会等の、飲み食いについては当然対象になりませんが、人の手配であるとか、委託の部分であるとか、それから多少でありますけれども、記念品を出したいというお話がございまして、その経費も多少含まれております。総額の中で補正しました400万円を補助するものであります。

議長（溝口勲夫君）

いわゆる一般の周年記念事業とはちょっと今回の場合は違うという扱いですかね。

ほかによろしいですか。

《はい》

議長（溝口勲夫君）

それでは、質問等ないようですので、質疑を終了いたします。

議案第18号平成23年度あきる野市教育委員会所管予算（3号補正）については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

議長（溝口勲夫君）

異議なしと認めます。

議案第18号平成23年度あきる野市教育委員会所管予算については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第19号平成23年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書についてを上程します。提出者は説明をお願いします。教育長。

教育長（宮林 徹君）

それでは、議案第19号平成23年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成22年度分）の報告書についての議案を提出いたします。

部長より説明いたします。

議長（溝口勲夫君）

荻島部長。

教育部長（荻島邦彦君）

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく、あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要領の規定に基づき、平成22年度分の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、別紙のとおり報告書を作成いたしましたので委員会の承認を求めます。

次の資料1にもございますようにこういった日程で点検評価を行ってまいりまして、8月1日には有識者による全部課長を対象にいたしましたヒアリング等が実施され、ここに点検評価報告書がまとまっております。教育総務課長から報告をさせていただきます、ご承認いただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（溝口勲夫君）

鈴木課長、お願いします。

教育総務課長（鈴木恵子君）

それでは、平成22年度点検評価についてご説明をいたします。

点検評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改定によりまして、教育委員会が点検評価を行い、議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されていることに基づきまして実施するものでございます。本年度で4回目となりました。

本年度につきましては、平成22年度、単年度で計画をつくりました教育計画に基づきまして実施をいたしました各施策について点検評価を行ったものでございます。作業経過につきまして先ほど部長の説明にもありまして資料1のとおりでございます。7月の定例会におきまして原案を提出させていただきました。それに基づきまして委員さんからご意見をいただいております。また、点検評価の有識者につきましては8月1日に各課のヒアリングを実施いたしまして、またさまざまなご意見をいただいております。それを踏まえまして本日原案を修正し、報告案として提案するものでございます。修正点等につきましては資料2ということで添付をさせていただきます。

それでは、本文で概要をご説明させていただきます。

本文のまず目次からになりますが、構成につきましては昨年度と変更はございません。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。こちらのほうが教育目標・基本方針・基本施策の一覧になります。事業数につきましては、体系を含めまして242事業でございます。

続きまして6ページをお開きください。こちらのほうが平成22年度の重点施策でござ

います。22年度につきましては、21年度まで10本の柱としていたものに特別支援教育の推進を中心に据えまして11本の柱としているものでございます。

続いて、教育委員会の活動状況につきましては7ページから14ページまで記載をしております。昨年度と見直しをした点につきましては、会議の結果を承認、原案可決等追加をさせていただいております。

次に、15ページをお開きいただきたいと思っております。こちらからが事務の点検評価でございます。点検評価に当たりましては、いただきましたご意見や、また昨年度の点検評価の際にご意見いただいたことを踏まえまして何点か改善をいたしました。

まず1点目につきましては、各事業の取り組み状況でございますが、なるべく具体的に記載をするように努めました。また、昨年度の点検評価におきまして、成果を図る意味で数字を入れておくほうがよいというご指摘をいただきましたので、可能な限りではございますが記載をしております。

また次に、片仮名語でございますが、できるだけ日本語で表記するように努めております。使う際には、片仮名語で表記する際には日本語の説明をつけるようにいたしました。

それから、表記の統一でございます。なるべく表記の混乱がないように整備をいたしました。ただ、幼稚園、保育園の順につきましてご指摘をいただいておりますが、原則としまして幼稚園、保育園という順で表記しておりますけれども、子ども読書活動に関する事業、ページ数で言いますと48と63に記載しておりますが、そちらについては図書館の事業の内容ということになりますので、保育園が中心となっている現状を踏まえまして語順については保育園、幼稚園というような順としております。

全体の構成、ページ数で追っていきたいと思っております。15ページから22ページまでが、こちらのほうが基本方針の1、人権尊重と社会貢献の精神をはぐくむ教育の推進についてでございます。全体で26事業でございます。

続いて、23ページから39ページまでになります。こちらのほうが基本方針2、豊かな人間性と創造性及び未来をひらく学力をはぐくむ教育の推進についてでございます。全体で事業数につきましては69事業でございます。

続いて、40ページから60ページまで、こちらのほうが基本方針の3でございます。生涯学習の推進と文化、スポーツ・レクリエーションの振興についてということで、事業数は87事業でございます。

最後でございますが、61ページから74ページまで、こちらのほうが基本方針4の家庭、学校、地域社会の連携・協力の強化についてということで60事業でございます。

また、点検評価の有識者につきましては、昨年度に引き続きまして浦野委員、江川委員をお願いをしております。意見につきましては75ページから78ページまで掲載をしております。

本日の承認決定後の予定でございますが、9月1日に議会に提出する予定でございます。またその後、市のホームページへ公表するほか、市民が冊子で閲覧できるように市内の各図書館に配付をする予定でございます。

最後になりますが、今後の点検評価ということになりますが、今年度、23年度から25年度までの教育基本計画の策定をいたしました。そのため来年度の点検評価につきま

てはその教育基本計画に基づきまして行うこととなります。そのため来年度の点検評価につきましては、計画が3カ年ということもございますので、やり方、実施の方法などについて見直しを図っていきたいというふうに考えております。

また、今回成果等について客観的な調査が必要ではないかのご意見もいただいております。そのことにつきましては、平成25年度以降の教育基本計画の改正に当たりましては、当然市民の満足度調査など必要になってまいりますので、そのような形で進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

議長（溝口勲夫君）

ご苦労さまです。

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質問等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

松村委員。

委員（松村茂夫君）

1つ伺いますけれども、江川先生のご意見の中の77ページ、下のほうですけど、小中一貫校への取組についてという欄ございまして、小中一貫校ありきでなくて、小中一貫校のここで表現しているのは五日市・増戸の関係ですがあきる野市にあっての小中一貫の意味というのをもう一回深く考えたほうがいいのではないですかというのは、ちょっと私もお聞きしています。これ、私もそのとおりだと思ひまして、ここら辺もただ言葉だけの小中一貫校でなく、あきる野市のどこの学校の場合の一貫校という、きちっと教育委員会として突き詰めて皆さんに発表できるようにであればいいなと思ひます。

以上です。

議長（溝口勲夫君） 特に回答というのは、それはいいですね。ご意見で。

委員（松村茂夫君）

はい。

議長（溝口勲夫君）

ほかにいかがでしょうか。

宮林教育長。

教育長（宮林 徹君）

今のお話ですけど、浦野さんのほうにも同じような内容のことが書いてあるんです。小中一貫校というものと小中一貫教育というものとごっちゃになっちゃっているところがあって、あきる野市の重点施策の中で小中一貫校問題をやるというのは、増戸小学校と増戸中学を施設一体型の一つの学校にして、9年間で教育する学校をつくるということなんです。それ以外は小中一貫教育というのはやっているんだ、今。離れていても。それとは別の問題なのに、小中一貫校と言ったら増戸の小中のことなんです。そこのところが2人もまだ分かり切っていないんです。だからこういう書き方をするんだろうと思うんですけど、これから本当に何年の4月にはそういう施設も一緒にしてやっていくという話が出てくるわけで、もっともっとはっきりさせたほうがいいような気がするんです。小中一貫教育というのはやっているんです、どこもみんな、今ね。9年間1つの学校にしな

きやならないのはなぜなんだというのを言わなくてはいけないわけです、これから。

委員長（溝口勲夫君）

ですから、一般論ですけど、小中一貫校になった場合は9年間ですけれども、例えば4年、3年、2年とか、カリキュラムを全部組み直すと。まさに縦につながっているだけじゃなくて、9年間をつくり直して教育するカリキュラムをつくらないといけないと思いますね。単に学校がそばにいるからだけではない。だからそういう意味では大変な作業だと思うんですけどね。

教育長（宮林 徹君）

そうです。

委員（松村茂夫君）

それが意味があるわけですから。小学生の6年間で余りにも低いところから高いところ、ギャップがあり過ぎるんですね、今言われたように4年生あたりで切るといって、それがかなり目指すことだと思います。

委員長（溝口勲夫君）

ですから、ぜひ増戸小、増戸中はそこまで見通した取り組みをやっていただいて、あとは教育委員会も相当な力を出さないと大変な作業になると思うんです。

教育長（宮林 徹君）

そうです。既にやっているところもあるけど、ただ例えば先生方の免許証の問題だってあるし、どういうふうな資格を持ってやれるようになるのか。中学の先生が小学校の子供の教育ができるのかどうかとか、いろんなことをこれから全部クリアして行って、しかしそれをやっている学校もあるわけで、増戸が特にそういう物理的の条件も、まさにもう一つの学校になっているんだから、もうね。だからそういった意味では教育の中身も一貫して他に誇れるような学校にしていっていいんじゃないかというふうに最初から思って取り組んでいるんで。これ相当な力が必要です。今まで同じような重点施策としてずっと上げてきたんだけど、小規模学校問題が先にあったからちょっと後回しにしてきたけども、そういうものですから。

議長（溝口勲夫君）

全体として本当に各項目にわたって現場で取り組み、かつそれに対して一層厳正な評価を、自己点検をしていただいたわけで、本当に労を多としたいと思います。今までもその結果については翌年度に反映してきていますので、これは引き続きそういう形で取り組んでいただきたいということと、1点、これも浦野さんが指摘しているんですが、学力向上対策について、学校現場では7割、学校評価項目達成率上げていると言っているんですが、具体的にレベルとして、数字としてどう上がってきているのかというのを掲げないと、何となく一般にも伝わらないし、学校現場で取り組む場合にも何かそういう目標があったほうがいいんじゃないかというふうに思います。共通調査だけがいいとは思いませんけども、何かやっぱりそういう、それぞれが目安となるような学校単位の数字であるとか、市全体の数字であるとか、軽々に数字は出せないかもしれませんが、何かそういうものを掲げて一丸となるなりという取り組みもほしいなというのが私の感想です。

よろしいですか。

山城委員。

委員（山城清邦君）

読ませていただくほうは勝手なことを言うんですけれども、気がついたところを適当に並べてしまうんですけれど、それはそれとして、やはり柱となっているスローガンについて、先ほど課長からも説明がありましたけれども、一般市民にどの程度浸透しているのかなというところが、気になります。スローガンもそうですし、特別支援教育についても一生懸命やっているんですけれど、特別支援対象となっている側もどんな感じで受けているのだろうかということも、いずれ近いうちにしかるべき時に調査をして、また別の市民からの評価というか、そうした評価を受けることがいずれ必要になってくるかなというような気がしております。それはそれとして、本当にこれをつくるのは大変だったと思います。その点については敬意を表したいと思います。

議長（溝口勲夫君）

よろしいですか。

《はい》

議長（溝口勲夫君）

それでは、質問等も出尽くしたようですので、質疑を終了いたします。

議案第19号平成23年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成22年度分）報告書について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

議長（溝口勲夫君）

異議なしと認めます。

議案第19号平成23年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成22年度分）報告書については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第20号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を上程します。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第20号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての議案を提案いたします。生涯学習担当部長より説明させます。

議長（溝口勲夫君）

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、提案理由についてごらんください。公の施設である市民プールの管理を指定管理者に行わせるため、規定を整備する必要が生じたので、委員会の承認を求めるものでございます。

これにつきましては、当該市民プールにつきましては、市の中で位置づけておりますあきる野市行政改革推進プランの計画の中で指定管理者制度を導入、検討すべき施設として位置づけられております。市役所内でその検討をしたところ、指定管理者の導入を図るべ

きという結論が出ましたので、今回このような議案を提出させていただきました。

内容につきましては、条例の中に別表第2がございまして、この第2というのは指定管理者制度による管理ができるという設定をするものがこの別表第2でございまして、ここに当該市民プールを位置づけるという内容のものでございます。

なお、附則につきましては24年4月1日から施行する。指定管理ができるその日を指定させていただいております。これは通例によるものでございます。したがって、ただし書きなのですが、次項の規定は、公布の日から施行する。このため2として準備行為をわかりやすいという観点から入れさせていただきました。9月に議会に上程しまして、この条例が規定されると、その後指定管理者の選定委員会等々、そういう準備行為が始まりますので、その準備行為がこの条例の施行前においてもできるという規定をわかりやすいという観点から入れさせていただいております。

以上でございます。

議長（溝口勲夫君）

説明が終わりました。

いかがでしょうか、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

ちょっと参考までに条例制定後の施行までの段取りといいますか、スケジュール、指定管理者の募集とか、節目だけお願いいたします。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

具体的に申しますと9月でこの条例が議会で承認をいただいた後、10月に広報で募集を掲載します。12月に入りまして指定管理者選考委員会を開いて、候補者を絞ります。そして、候補者が決まった後、3月の市議会定例会へ指定管理者の承認ということで議案として上程をします。その後、決まりましたら指定管理者と協定を結び契約して、4月1日から指定管理者へ移行するというスケジュールでございます。

以上でございます。

議長（溝口勲夫君）

それともう1点よろしいですか。この管理者委託に伴う市民にとってのメリット、その辺もちょっと知らせてあげたいと思います。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

これにつきましては先ほど市役所内部で検討したと申し上げましたときの主に2点、市民サービスの向上の観点、もう一つが事務事業の効率化の観点、この2点でございます。市民サービスの向上の点につきましては、平成21年ファインプラザが指定管理されております。この辺の状況をもとに検討をしました。指定管理者については市が従前行っていた業務を当然行ってもらいますが、それ以外に自主事業、指定管理者がみずから行う事業がございます。これらについてイベントを実施したり、教室等々の有料プログラムとかいろいろありますけども、事業を市民のためにいろいろやって実績がわかります。こうしたことから市民側に立って考えると、いろいろなメニューがふえているということからしても一定の効果が得られるであろうというふうに考えております。また、事務事業の効率化、主に経費節減の観点でございますが、直営でやった場合と指定管理者でやった場合の経費の比較をしました。そうしたところ指定管理でやったほうが約600万円以上経費の節減

が図られるという結果が出ました。そういう意味から導入を進めてきた。市民の方々のメリットもあるということでございます。

議長（溝口勲夫君）

よろしいですか。

では、お願いします。山城委員。

委員（山城清邦君）

指定管理施設になった場合に、体育設備ですので、例えば利用者がけがをすとか、あるいは最悪の事態とか、そういったことも当然想定しておかなければならないところですけども、その際の市と指定管理を受けた業者さんとの責任分担というのはどのようになるのでしょうか。特に、所有者はこれ市ですから、建物の欠陥であれば当然これは市が責任を負わされると思いますけれども、例えば今ありましたように指定管理者が行う自主事業で、ソフトウェアのほうの問題で何らかのことが、あるいは不注意とかそういうことによって望ましくない事態が起きてしまったときの責任分担というのはどのように想定されているのでしょうか。

以上です。

議長（溝口勲夫君）

木下課長。

体育課長（木下義彦君）

まず、指定管理者と業務協定を結びますので、協定に基づいていろいろな事象の取り組みがなされるというところでございます。最終的な責任については、これはもう市の施設ですから、市に管理責任があることは言うまでもございません。そういう中においても指定管理業者のいわゆる瑕疵というものが、そういった落ち度によって生じたものについては当然そこで責任分担といいますか、例えば損害賠償の割合であるとか、そういった問題が当然出てくるとは思います。それは市と指定管理者との間で協議をしていくということになります。

現在21年度から五日市ファインプラザが指定管理業者で行っておりますが、今のところ幸いにしてそういうような大きな事故等は起きておりません。

以上です。

委員（山城清邦君）

そうなんですけど、例えば訴えるほうからすると、訴訟の事実としては管理者と市とまとめて被告にするということが当然出てくるとは思いますので、裁判で行った場合には多分逃げられないというふうな気もするんですけど、それは私の推測なんですけど、その辺はいかがでしょうか。

議長（溝口勲夫君）

木下課長。

体育課長（木下義彦君）

ちょっと足りなかったんですけども、指定管理者が当然管理運営を行うわけですけども、運営についての責任は指定管理者が負うことになり、建物の構造的な躯体であるとか、そういったものによって起きた事故というのは当然市の責任のほうが大きくなるというふ

うに考えております。

委員（山城清邦君）

一般的な話としてしか今のところは言えないですね。ありがとうございました。

議長（溝口勲夫君）

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

《はい》

議長（溝口勲夫君）

では、質問等ないようですので、質疑を終了いたします。

議案第20号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

議長（溝口勲夫君）

異議なしと認めます。

議案第20号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 議案第21号あきる野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を上程します。

提出者は説明をお願いいたします。教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第21号あきる野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則についての議案を提出します。

これも生涯学習担当部長より説明します。

議長（溝口勲夫君）

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、提案理由を見ていただきたいと思います。スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）がスポーツ基本法（平成23年法律第78号）に全部改正されたことに伴い、あきる野市教育委員会事務局処務規則の一部を次のとおり改正する必要が生じたので、委員会の承認を求めるものでございます。

内容につきましてはこの下にあります。あきる野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

あきる野市教育委員会事務局処務規則の一部を次のように改正する。

別表教育部の部体育課の款体育振興係の項第1号中「振興」を「推進」に改め、同項第2号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。

附則としましては、この規則は、スポーツ基本法の施行の日から施行するというものでございます。

以上でございます。

議長（溝口勲夫君）

では、説明終わりましたので、質疑をお願いいたします。よろしいですか。

《はい》

議長（溝口勲夫君）

では、質問等ないようですので、質疑を終了いたします。

議案第21号あきる野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

議長（溝口勲夫君）

異議なしと認めます。

議案第21号あきる野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5 議案第22号あきる野市体育指導委員に関する規則の全部改正についてを上程します。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

議案第22号あきる野市体育指導委員に関する規則の全部改正について議案を提出します。

生涯学習担当部長より説明させます。

議長（溝口勲夫君）

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは提案理由でございます。スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）がスポーツ基本法（平成23年法律第78号）に全部改正されたことに伴い、あきる野市体育指導委員に関する規則（平成7年あきる野市教育委員会規則第31号）を下記のとおり全部改正する必要が生じたので、委員会の承認を求めるものでございます。

これは全部改正でございますので、資料を用意させていただきましたのでご参照申し上げます。変更後、改正になったところ、アンダーラインされている資料でございますので、よろしく申し上げます。

まず題名です。題名があきる野市スポーツ推進委員に関する規則というふうに改めます。

次に趣旨。第1条関係でございます。第1条中のアンダーラインが引いてある部分です。この規則は、この次です、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項というふうに改めます。以前は根拠法がスポーツ振興法という、旧の振興法ということになっていたのこういうふうに改めたところです。

次でございます。2行目のスポーツ推進委員に改める。以前については体育指導委員ということ、これをスポーツ推進委員に改めます。

次、職務、第2条関係です。

まず本文です。委員は、あきる野市のスポーツの推進に関してという部分、ここが以前は住民のスポーツの振興に関してということでしたが、スポーツの推進に関してというふうに改めるものでございます。

続きまして、1項1号、(1)の部分でございますが、これも法律のほうでスポーツの推

進のための事業の実施に係る連絡調整を行うことということで、スポーツ推進委員のやるべき職務の内容が加えられましたので、ここに、第1号に追加する。したがって従前1号だったものが2号以下に繰り下がります。

そして第7号でございますが、前各号に掲げるもののほか、スポーツに関する指導助言を行うというところのうちスポーツに関するという部分、これ従前は住民のスポーツの振興のためのという表現でございました。これをこう改めるものでございます。

恐れ入ります。裏面を見ていただきたいと思います。附則でございます。2項関係でございますが、経過措置として次のような、経過措置を加えさせていただきました。2、スポーツ基本法の施行の際現に体育指導委員である者で同法附則第4条の規定によりスポーツ推進委員とみなされたものの任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同法の施行の日における体育指導委員としての任期の残任期間と同一の期間とするということで、要は名称がスポーツ推進委員に8月24日、まさにきょうなんですけど、きょうから法律ではかわりましたけれども、現実、実際の話はあきる野市においても体育指導委員で委嘱された方々がまだいらっしゃいます。そういう意味で読みかえ規定と申しますか、残任期間はいいよということ附則にあらわします。これもわかりやすいという観点で附則の中にあらわさせていただきました。

以上でございます。

議長（溝口勲夫君）

ご苦労さまです。

説明終わりました。これは法律改正に伴って必要な文言等の改正を行うという内容ですけども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《はい》

議長（溝口勲夫君）

では、質疑を終了いたします。

議案第22号あきる野市体育指導委員に係る規則の全部改正については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

議長（溝口勲夫君）

異議なしと認めます。

議案第22号あきる野市体育指導委員に係る規則の全部改正については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第6 報告事項（1）、あきる野市スポーツ振興計画市民検討委員会設置要綱の一部改正について。

報告者は、説明をお願いいたします。

木下課長。

体育課長（木下義彦君）

それでは、報告事項（1）あきる野市スポーツ振興計画市民検討委員会設置要綱の一部改正についてご説明申し上げます。

資料としましては、あきる野市スポーツ振興計画市民検討委員会設置要綱の一部改正に

ついて。やはり要綱に改正部分が二本線でアンダーラインが引いてございますので、ご確認ください。

まず、本要綱の一部改正につきましては、スポーツ基本法の全面改正に伴いまして、法の趣旨がスポーツの振興から推進に改めましたことを受けまして、整合性を図るための一部改正となります。

改正部分は、まず題名をあきる野市スポーツ推進計画市民検討委員会設置要綱に改める。

それから、第1条及び第2条関係の振興計画という用語は推進計画に、また振興という言葉は推進に改めるものでございます。

なお、第1条の1行目の本文のレクリエーションの後に、旧のほうでは振興を推進するとなっておりますが、この振興をとりまして推進にするというふうに整備をしてございます。

以上でございます。

議長（溝口勲夫君）

ご苦労さまです。

説明が終わりました。これも必要な要綱の一部改正ということになります。いかがでしょうか、ご質問等ご意見ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

山城委員、どうぞお願いします。

委員（山城清邦君）

時間的な流れなんですけれど、先ほどの議案22号が承認されたということを前提にこれが行われたという報告になるのですか。

議長（溝口勲夫君）

それではちょっと説明をお願いします。山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

そういう意味ではなくて、規則ですから協議事項というか、議案として上げさせていただいて、もう一つのほうは要綱ということですから、この場合は報告で、この委員会については報告で上げるという一つのルールというふうに聞いております。ですから、こっちができたからこっちをすとかいうことではないと思います。

委員（山城清邦君）

規則に基づく要綱ですよ。そういう位置づけ。規則があつて、こういう要綱があるわけですよ。それは時系列で言ったらそうなのかなと。そういうことですよ。時間を節約して。

教育長（宮林 徹君）

前が決まったからこれが出てくる。

教育部長（荻島邦彦君）

法が改正されたからという趣旨ですね。

委員（山城清邦君）

法が改正されて、規則が改正されて……

教育部長（荻島邦彦君）

いや、規則とは直接関係していないんです。計画をつくるための規則というのがないで

すから。計画をつくるための要綱ですよ、これ。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

そうそう、私の勘違いです。ちょっともう一度、ちょっと混乱していますので繰り返しますと、22号は体育指導委員の規則ですから、今の報告事項のものは計画をつくるための市民会議ということなんで、これは基本法がもとになりますので。ですからこの規則と要綱の関係というのは同列になります。

教育部長（荻島邦彦君）

これは計画をつくるための人選を、要綱じゃなくて規則という形で定めてもいいのかもしれないんですけども、内規的なものだということで要綱で定めたというような考え方だと思います。

議長（溝口勲夫君）

よろしいでしょうか。ということでございます。

《はい》

議長（溝口勲夫君）

では、本件について質問等ございませんので、報告として承りました。ありがとうございました。

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

申しわけございません。議案第22号ですが、この議案書のほうに一部ちょっと誤記がございまして、申しわけございません。議案第22号の題名でございます。「あきる野市体育指導員」となっておりますが、これは「体育指導委員」、委員の「委」が抜けております。

議長（溝口勲夫君）

指導員じゃない、指導委員ですね。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

指導員ではなくて指導委員でございます。あと提案理由が、その2行目になりますけれども、真ん中ぐらいに「あきる野市体育指導員」となっておりますが、これも「委員」という2カ所、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

後ほどこれは差しかえをさせていただいて、また皆さんのところにお届けしますということでもよろしくお願ひします。

以上でございます。

議長（溝口勲夫君）

じゃそういうことですので、訂正をお願いいたします。

では、順に進めます。

続きまして、日程第7、報告事項(2)、平成22年度学校評価報告書のまとめについて。報告者は説明をお願いします。

千葉課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

それでは、平成22年度のあきる野市の各学校が実施をいたしました学校評価のまとめをご報告させていただきます。

A 3判の横をごらんいただけますでしょうか。左上から重点目標 1、2、3、4、5、右側に行きまして、6、7、8、重点目標として8あります。これは本市の教育委員会の重点施策と連動した形で設定をし、各学校で独自に重点目標 9、もしくは9、10といった形で設定をしております。それぞれについて例えば重点目標が学力向上に資する授業改善ということで、各学校の状況に即して評価項目を1つないし2つ設定し、右側にあります、右側の上です。評価指標といたしまして、これは一つの例ですけれども、肯定的な回答率、保護者、教員等のアンケートの回答率からと、それから実施率の指標から評価、A、B、C、Dと4段階で評価をしたものをまとめたものでございます。

ちょうど真ん中に4つあります。細かくはちょっと見ていけないんですけども、上が目標ごとにどの程度の達成率かということと、それから2番目、3番目、4番目は小中別に評価A、B、もしくはAの評価がどの程度だったかといったものを示したものでございます。

真ん中の一番上をごらんください。目標別の評価の学校数の割合です。目標1から目標8、その他、それぞれが評価A、B、C、Dがどの程度の割合かということを示したものでございます。青い表示と、それから赤いもの、これが合わせて評価A、Bということになります。見ていただければわかりますように目標2については80%以上の学校、約8割の学校ということですが、それ以外につきましては約9割以上の学校がどの目標についても評価Aないし評価B、つまりある程度達成以上ということがおわかりいただけるかと思えます。

ちょうど下に当たります。下の学校評価報告書の概要というところをごらんください。太字の記載につきまして若干お話をさせていただきます。

下から3番目からちょっとごらんください。教育委員会から取り組み目標、どんな取り組みを行うのか、学校として行うのか、そしてどんな成果、子供の姿でどういった成果を目指すのか、そういったことを意識して、2つ以上の数値目標、つまり設定目標1と3についてはそういったことを意識して数値目標を設定するようにといった指導をしておるんですが、それ昨年度から行っております。今年度に関しましては3つ以上の数値目標を設定している学校が小学校、それから中学校、それぞれ半数、または中学校の場合ですと全校が3つ以上の数値目標を設定している。つまり具体的な目標を設定している学校がふえているということがわかりました。

それから、学校評価は1回行えば最低限いいんですけども、アンケートも含めて学校評価を2回以上実施している学校、これもふえてまいりまして、小学校、中学校、それぞれ半数ずつになると思います。これはつまり1回、一番多いのが1学期終了後に行って、その状況を把握した上で具体的な取り組みを行って、次の目標に向けて取り組むといった、つまり学校評価を組織的に取り組んでいる学校がふえているといったようなこともわかりました。

ただ、今後の課題といたしましては、取り組み目標、つまり学校として何に取り組むのかといったことを設定している学校がふえているんですけども、まだまだ具体性に欠けている部分、それからその達成率ですとか、そういったところの分析ということがまだ主観的であったりとか、精度の部分ではまだまだ課題かなといったところが見えてきており

ます。

今のところの下から5つ目のところをごらんください。太字の一番上になるかと思えます。先ほど申し上げましたようにどの目標についてもおおむねB以上は8割ないし9割以上の学校が達成しているという状況なんです、今回評価A、つまり目標達成と言える部分について詳しく見ていきました。そうしたところ小学校におきましては重点目標5と8、それから重点目標4に関しては、昨年度と比べた場合に20ポイント以上低くなっているといったような実態がわかりました。具体的には目標4はいじめ・不登校ゼロへの取り組み、重点目標5は心の教育の推進、また重点目標8は特別支援教育にかかわる推進であります。これは一つの指標ですので、昨年度から20ポイント低くなったからといって大きな変化があるわけではないんですけども、厳しい目を見たときに、こういった評価をする学校がふえてきている、今回はふえたということです。

その背景、要因はどこにあるのかといったところを見たところ、例えば重点目標5に関しましては、具体的な目標としてはあいさつ運動、そういったものを、一昨年よりは減っているんですけども、心の教育イコールあいさつ運動を行う、それから2番、次の教育・指導内容の充実、これは体験学習の充実といったものが多いという、そういったことを行えばよしとしているところが多いのかなというところが見えます。やはり道徳の時間の充実といったところに目を向けているものは10%ですので、こういった道徳の時間の充実といったところをもう少し重点を置いて取り組んでいく必要があるのかなというふうに感じております。

それから、先ほども申し上げましたように具体的に組み込んだ内容を分析して、その改善策につなげていくといったブランドアクションといったところが少しまだ弱いところから低く評価しているところがあるのかなといったところが見えております。

それから、重点目標8、これは特別支援教育の推進です。これに関しましては、組織の活用にかかわる内容といったものが非常に多くなっております。また、関係機関との連携にかかわる内容と、そういったことを目標に取り組んでいる学校が多い。そういった体制を整備しているけども、それは具体的にそういった体制整備されたことが有効に活用されているのかといったところがまだまだ分析が弱いところ、またそういった、もう少し、一歩踏み込んだ取り組みが今後の課題になっていくのかなというふうに思っております。

それから、重点目標4のいじめや不登校ゼロに向けて、こちらは特に小学校で全体で共通理解を図ればよいといったことを取り組んでいる学校が多いので、それだけではなくて、やはり組織を活用した取り組みといったことにも重視して取り組んでいくことが重要ではないかということで、学校には話をしているところでございます。

ちょっと全部については説明はできませんので、大まかに把握できたことについて解説させていただきました。

以上です。

議長（溝口勲夫君）

ご苦労さまです。

説明は終わりました。いかがでしょうか。質問等ございませんでしょうか。特によろしいですか。

《はい》

議長（溝口勲夫君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第8 報告事項（3）、「あきる野市生涯学習推進計画 あきる野学びプランⅡ」の策定について、報告者、説明をお願いします。

関谷課長。

生涯学習推進課長（関谷 学君）

資料は平成16年度作成しましたあきる野市生涯学習推進計画 あきる野学びプランに基づきまして、これまで生涯学習の活用を図ってきたわけでございますけれども、その後の学習ニーズの多様化や平成18年の教育基本法改正などを受けまして、生涯学習活動への支援をさらに充実させていく必要があることからこの度改訂を行ったわけでございます。

お手元にお配りしたものは、計画の本文全体でございます。非常にボリュームが大きいですが、1ページ目には今回の改訂の背景があります。7ページ目に学びプランⅡの基本的考え方ということで改訂の取り組みですとか、位置付けまた基本理念としまして、あなたが主演 創ろう！ とともに学び、支えあい、心豊かなまちを育む市民の生涯学習ということを基本的理念としてうたっております。

続きまして、8ページ、9ページが基本目標、キーワードは学ぶ、活かす、創る、育むを4つのキーワードとしてございます。また、9ページの下の3のところには、このプランⅡの基本目標としまして4つの基本目標を示してございます。1が、いつでも、どこでも、だれもが学べる環境づくりを進めます。2、さまざまな地域資源や学んだことを活かした学習を推進します。3、自主的に学び、主体的に活動できる市民の学習を支援する仕組みを創造します。4、学習をつなぎ、支えあい、豊かな心に基づく地域力を育む学習を推進します。というものでございます。

次の10ページが重点施策と重点事業の選定の視点です。視点としましては、学びを地域に活かす、人材を活かす、図書館を活かす、その3本柱を重点施策・重点事業の選定の視点としてございます。また、次の11ページは学びプランⅡの施策の目標、重点施策についてでございます。

17ページになりますが、折り込みで体系図を入れてございます。これは学びプランⅡの全体の体系を図に表記したものでございます。

今ご説明した、基本目標、施策の目標、施策の体系、具体的施策、あとは施策の方向3年後の目標というふうになっております。

19ページがこのプランⅡの計画期間でございます。あきる野市総合計画後期基本計画との整合性を配慮しまして、3年間に集中的に取り組むべき施策を明確化することとして、平成23年度から平成25年度までの3カ年を計画期間としてございます。

この学びプランⅡにつきましては、昨年度は推進市民会議によりまして審議、検討を重ねてまいりました。また、市の生涯学習推進本部幹事会、また推進本部等の検討も経まして、去る7月にパブリックコメントを実施いたしまして、1件の意見をいただいております。去る7月21日に市民会議を行いまして、最終的な協議、検討をいただきまして、

8月19日に決定をいただいたものでございます。

以上でございます。

議長（溝口勲夫君）

ご苦労さまです。

膨大な学びプランⅡの作成、ご苦労さまでした。いかがでしょうか。特に質問等ございませんか。

宮林教育長。

教育長（宮林 徹君）

よろしいですか、もちろんこれ私もかかわっているんだけど、今見て、見事に一言も書いてないなという言葉が、人が育ち、人が輝くあきる野の教育、おとなが手本のあきる野市という言葉が全部見ても一言も載ってないんだよね。それをしまったと思って今いるんだけど、教育委員会の権限に属する事務の管理、さっきの評価のほうにも教育計画全体が載っている中では当然そういうものがあって、それで生涯学習のことも下には載っているんだけど、やっぱりどこかにそういう言葉も、今思うと入れたかったなというふうに、書いてないのが、何か違うもののような気がする。

議長（溝口勲夫君）

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

さきほどの17ページに、体系図を見ていただきまして、左側の真ん中、市民憲章の上です。教育目標・基本方針の中に、人が育ち、人が輝く、あきる野の教育が載っています。あと一番下におとなが手本のあきる野市が載っています。

教育長（宮林 徹君）

それはそうですね。ちょっと、どこにも載ってないとは、間違っていたね。

やっぱりこの言葉は大きいので

議長（溝口勲夫君）

活字だけでも大きくしたらどうですか。別に修正しろというんではなくて。ちょっとこれじゃもう埋没しちゃっている感じがしますよね。教育のもう大目標だからね。それがあって学校教育も生涯学習も全部あるわけだから、だから教育長が言うように・・・

教育長（宮林 徹君）

本当はこれ一番、ここなんだよ。

このどこかに書いてあって、学びプランⅡというのを、私もこれができ上がったときに気づかないでいたんだけどね。そういう意味があるので。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

あと2年たつと改定になりますので。

教育長（宮林 徹君）

いいですよ、それで。そうだと思うんだけど、考え方と、その言葉を忘れないで、何をするにしても、表紙にそれが書いてなきゃいけないと思うんだよね。

議長（溝口勲夫君）

やっぱり育ち、輝くために一生学ぶんだからね。だから、その辺はぜひ我々がもっとも

っと言っていかなきゃいけないのかなという。人が育ち、人が輝くってどういうことですかって言うことが、生涯通して一生懸命取り組んでいる姿を子供から大人まで、それが美しく輝いて、充実しているんで、まさに生涯学習というのはそれとぴったり符合する話ではあると思うんですよね。

でき上がった報告書ですので、ちゃんと文章も入っています、目標の中に。教育長も納得はしていないけど、理解はしたと。

教育長（宮林 徹君）

大体今から言うこと自体おかしいんだよ、私が。だけど、はっと気がついた、今。表にこういう言葉が書いてあるけど、あらっ、大切な言葉が一つも書いてなかったと思って今気がついた。申しわけなかった。

議長（溝口勲夫君）

ということでよろしいでしょうか、委員の皆さん。

《はい》

議長（溝口勲夫君）

大事なことは、これを実行することですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第9 報告事項（4）あきる野市青少年問題協議会委員の変更について。

報告者、説明をお願いします。

関谷課長。

生涯学習推進課長（関谷 学君）

あきる野市青少年問題協議会委員の変更であります。あきる野市青少年問題協議会は市長以下25名により構成されております。申しわけございませんが、説明の前に資料の訂正がございます。資料の1に被委嘱者とございまして、項目が氏名、住所の次が「所属」の「属」が抜けておりますので、すみませんが訂正をお願いしたいと思います。その「属」の下に「市議会議員」とあるべきなんですが、「員」が3名とも抜けてしまっております。申しわけございません。「員」を足していただければと思います。すみませんでした。

青少年問題協議会は、市長以下25名の委員で構成されておりますが、そのうち3名の委員が市議会から選出されて、委嘱をされているところでございますが、8月1日付でこれまでのたばた議員、子籠議員にかわりまして、中村議員、堀江議員が新たに委嘱されまして、細谷議員につきましては再任ということになっておりますので、報告いたします。

議長（溝口勲夫君）

説明が終わりました。よろしいでしょうか。特に質問ございませんね。

《はい》

議長（溝口勲夫君）

では、質問等ございませんようですので、本件も報告として承りました。

続きまして、日程第10 報告事項（5）、アーチスト イン レジデンス事業における招聘者の決定について。

報告者、説明をお願いいたします。

関谷課長。

生涯学習推進課長（関谷 学君）

アーティスト イン レジデンス事業における招聘者の決定についてです。去る6月22日のアーティスト イン レジデンスの運営委員会におきまして招聘アーティスト3名が決定いたしました。インドの方が1名、日本人が2名、合計3名でございます。招聘期間は9月1日から11月30日までの3カ月間でございます。9月13日に招聘アーティスト歓迎会を実施予定されておきまして、招聘者はアートスタジオ五日市での版画制作活動を初め、戸倉小学校での版画指導や国際理解教育など地域との交流を行います。

招聘者はここに示しておる3名でございますが、Rakesh Baniさん、男性で36歳、インドの方です。あと根岸一成さん、多摩市にお住まいです。25歳。あと山成景子さん33歳、女性で相模原市の方でございます。

以上です。

議長（溝口勲夫君）

説明が終わりました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《はい》

議長（溝口勲夫君）

では、本件も報告として承ります。

教育長（宮林 徹君）

アーティスト イン レジデンスのこの事業の作品で、何かご覧になったことがありますしたね。

議長（溝口勲夫君）

あります。案内が来ますよね、毎回。

委員長職務代理者（古田土暢子君）

この方たちが戸倉小の子どもたちのご指導をしていただけるわけですね。

教育長（宮林 徹君）

版画のカレンダーなんか作ってね。

議長（溝口勲夫君）

やっぱちょっと違うんですよね。

よろしいですね、この件は。

《はい》

議長（溝口勲夫君）

では、続きまして教育委員報告です。

まず教育長から。

教育長（宮林 徹君）

最初に、私のがいつものようにあります、ぜひ、見ていただいて、それからあとは委員さんの報告だと思っております。各課の報告もありますから読んでいただいて。

議長（溝口勲夫君）

はい、古田土委員。

委員長職務代理者（古田土暢子君）

7月30日の五日市物語の映画の試写会に参加させていただいて、本当、皆さんの手づくりでつくられたすばらしい映画を見せていただきました。内容やまた自然の取り入れ方もとてもよくて、あきる野のすばらしさが非常に伝わってきました。こういうすばらしい映画をぜひ多くの子供さんたちに見てもらえるような形が何か考えられるといいかなんていう思いで映画を見ました。

議長（溝口勲夫君）

あれは10月にイオンでやるんですが、その後、何か市内でそういう今出たように、小中学生に何か見ていただくような方法というのは考えられないんですか。これ商工観光課ですね、担当。ちょっと鈴木課長、何かそんな意見が出ているということをお伝えいただけますか。

教育長（宮林 徹君）

学校で映画教室なんかをやって、体育館でもいいし、あと立川のシネマシティでもやるんだよね。何か見せたいね。全部の生徒にあれを見せたい。

議長（溝口勲夫君）

よろしくをお願いします。

ほかにはないでしょうか。はい、どうぞ、古田土委員。

委員長職務代理者（古田土暢子君）

22日の授業実践力向上研修会、若い先生方の工夫のある授業の様子や、また日常の児童や生徒の抱える、見え隠れする問題のサポートについて聞くことができ、コーディネーターの池田先生の広い見識の中から出るアドバイスやわかりやすいお話などがとてもよい研修となりました。特別支援の教育のより理解が深まった研修会だと思いました。とてもよかったですと思います。

議長（溝口勲夫君）

山城委員。

委員（山城清邦君）

私も今の22日の研修会がとても勉強になりまして、自分自身も何かスキルアップしました。先生方も、本当に若い先生がパネラーで出られて、あの先生になったらすごく幸せだなと思いました。特に自信になっていいだらうなあと、これからの先生が楽しみです。

ただ、すごく不思議なのは、私なんかも物忘れが激しいですからすぐあちこちこうしながらメモするんですけど、終始腕組みをせずうっと聞いておられる先生がいて、本当に大丈夫なのかなとちょっと心配になりました。確かにメモしづらいというのはあったかもしれませんが、でもやっぱり相当重要な話が出ているので、メモもとらないで受講されていて大丈夫なのかなと要らぬ心配をさせていただきました。

議長（溝口勲夫君）

人間聞いたことは1週間たつと9割忘れてしまうと言います。やっぱり必要なキーワードだけはどんな場合もメモしたほうがいいんですけど。

委員（山城清邦君）

学校訪問に行ったときにもいただく資料があるんですけど、そのときに話していただく校長先生や副校長先生のお話というのが、かなり重要な話があって、あれはやっぱりメモ

しておかないとどうしても忘れてしまうという、私だけかもしれません。

議長（溝口勲夫君）

だからそこは感性の問題ですので、さっき古田土さんも大変いい勉強になったと言いましたけども、出た先生方がそういう受けとめていただければ、千葉さん、西山さんも、そこが一番の願いというか、言いたいところだと思うので、機会があったらそういうこと、委員会に出ているので遠慮なく言っていただいで結構です。

議長（溝口勲夫君）

山城委員。

委員（山城清邦君）

それから、先ほどの議案に戻ってしまっていて申しわけないのですが、千葉課長からいただいた学校評価の最終報告のまとめの重点目標5の道徳の授業の充実が10%で低いという評価なんですけど、これ原因は何か考えられますでしょうか。

指導担当課長（千葉貴樹君）

それまでまだ分析ができていないんですが、先ほども申しあげましたように心の教育というと、あいさつ運動もちろん大事なんですけど、心の教育がイコールあいさつ運動で始しているところがやはりあるのかなというのが感じております。ただ、割合が若干ずつですけど減ってきていますので、心の教育が、幅広い評価がされ道徳の授業を中心とした指導が重要だということは少しずつ学校も認識をしているところです。

先ほどちょっと報告できなかつたんですけども、今この年度で3回目になる、報告いただくのが3回目になるんですが、1年目は特にアバウトに評価をしてしまっていて、本当に信憑性どころではなかつたんです。だからうちの子供たちみんなよくあいさつもしているし、育っているよって簡単に評価していたのが、ある意味、意識調査を使ってシビアに調査してきた学校が出てきているということからも少し下がってきているのかなと。特に中学校の場合はもう観点別評価というものがかなり定着をした、出口の部分の指導が必要ですので、どちらかというと中学校がシビアで、小学校がアバウトな評価というところがあるんですけども、ここに来て小学校がかなりシビアになってきて、中学校が少し緩くなってきたんです。緩くなってきたということは決して悪いことではなくて、子供たちの意識といったものを拾うといったような意識ができてきているのかなということは感じております。

以上です。

委員（山城清邦君）

道徳授業の公開には時々行かせていただいで思うんですけど、特に道徳の授業というふうになってくると学校側としても大変方法論的に難しいのかなという感じがするんですけども、そういったことはあるのでしょうか。

指導担当課長（千葉貴樹君）

そこまではあれなんですけど、今年度から指導室訪問ということで実施をさせていただいている中で、道徳の授業を数多く見る機会が今年度あるんですけど、そのあたり、今年度草花小などをお邪魔して見たところ、やっぱり心を耕するのが道徳教育で、つまりこういった態度をとらなくちゃいけないよって指導するのが生活指導なんですけども、その辺

のより分けというか、区別をした指導ということはまだまだかなというようには感じたので、ちょっと心を耕すような授業展開といったところで、また学校には話していきたいかなと思っております。

委員（山城清邦君）

私の印象としても各学校とも難しそうかなという感じが、印象としては持っているものですから、ありがとうございました。

議長（溝口勲夫君）

あとよろしいですか。各委員さん。

はい。

委員長職務代理者（古田土暢子君）

あと、教育長の報告の中で、青年会議所のあきる野100キロ徒歩の旅です。これに参加された保護者の方から初めて参加して親としてはすごく心配だったけれども、ちょっと子供さんが体調も崩して、それでも青年会議所のスタッフの方がすごく手際のよい対処をさせていただいて完歩できたそうなんです。帰ったら本人がすごく、やっぱり来年も挑戦したいという、すごく意欲に満ちた言葉が返ってきて、本当感激しておりましたので、ぜひそのあたりもお伝えくださればと思います。また、その日ちょうどあきる野のお祭りで、よさこいそうらんですか、それにもちょうど間に合って、それにも参加できたということで、本当に感激しておりましたので、一言お話しさせていただきました。

委員（山城清邦君）

今年は、伊藤多喜夫さんがじかに歌っていただく中で踊れたからよかったですよね。

議長（溝口勲夫君）

あれはすごいですね。みんな子供たちも感激していましたね。

教育長（宮林 徹君）

何か後から1人おくれてきた子がいて、それであんた今おくれてきたよね、あなたのためにもう一回やろうと言ってやったんだってね。まさに感性の豊かな教育ですね。そのほかにもきょうも校長会があって言ったんですけど、子供たち大変学校教育の中でいろんなことをやっている活動も随分したんだけど、社会教育の中で、あるいは地域の活動の中で、子供も本当によく出たと思うんですよ。大島に行く体験塾なんかも、船に乗って、前日か何か地震があって、大丈夫かと思うような、心配したんだけど、船に乗って行くわけですよ。教育委員会のついていく職員がとにかく5日間ぐらいで行ってくるわけだから大変ですよ。もう全く子供を連れてくる。羽村と両方の行政が一つになって、市長会の予算でやる体験塾を組んでやったんですけどね。35人ずつ70人が行った。ところが35人に絞るのにやっぱり抽せんで絞っていくんです。もっといっぱい来るんです。落ちちゃった子がいるわけだよ。それで抽せんで当選した子供たちが船で行く。向こうへ行ってもう何にも、だれも病気したり、それこそ何かぐあいが悪くなったとか、悪いことしたとか何もないで帰ってきたという報告を聞いたんですけど、いい活動をしているんですよ。100キロもそうだし、そのほかにも相撲大会、それから親子工作教室とか、いろんなところに参加するようになりましたよね。親が頑張らせて出させているよね。

議長（溝口勲夫君）

そうですね、おとといかな、市民企画講座というコーディネーターの会がやった物づくり教室も8人ぐらいの生徒さんです。やっぱり夏休みの自由課題の宿題ができたと言って親子で喜んでいました。本当に理科、実験とか、そういういろんな民間の方が協力しているのが非常にいいと思います。

それと夏祭りではことしも中学生がボランティアでゴミ拾いをやってくださっていたのを、あの暑い中でゴミを拾ってくださって、スポレクのときもやってくださっていますけれども、こういうこともそうですね、忘れてはいけないんじゃないかと思います。

委員（山城清邦君）

社協を通じて保育園で何園かが小学生のボランティアを、中学生は受けているんですけど、小学生も受けるんですけど、朝早く並んで、順番待ちできて、一定期間ですけれども、一緒に仕事をして、お手伝いもしてくれていまして一生懸命やってくれました。

議長（溝口勲夫君）

そうですね、ありがたいですね。やっぱり小さいときからそういう地域の行事とかボランティアとかにやっぱり顔を出すというのは非常にいいことだと思います。

ほかになれば、鈴木課長お願いします。

教育総務課長（鈴木恵子）

それでは、今後の日程についてご案内いたします。

初めに学校訪問でございますが、9月9日金曜日、西中学校になります。集合時間は9時ということでお願いをいたします。また、9月20日火曜日は五日市小学校になります。時間は同じく9時です、よろしく申し上げます。

そしてまた、9月17日には中学校の体育大会が東中、西中、御堂中、五日市中であるというふうに伺っております。

それから、次回の定例会でございますが、9月27日火曜日2時から505会議室で行いますので、よろしく願いいたします。

日程につきましては以上でございます。

議長（溝口勲夫君）

あしたそう言えば、東京都市町村教育委員会連合会で今年度の研修日と講師や何かが決まるんですけど、日程を聞いているんですけど、教育委員の皆さん。日帰りが10月…

…

教育総務課長（鈴木恵子君）

14日です。災害対応ということで、東京臨海広域防災公園に行きます。

首都圏で直下型の地震があった場合に72時間の中でどのように、そこで対応するかというような趣旨で建設された国の施設ということです。

議長（溝口勲夫君）

バスで行くことになります。あと第1ブロックはいつでしたっけ。

教育長（宮林 徹君）

27日、檜原村。

教育総務課長（鈴木恵子君）

都民の森が会場になります。

委員（山城清邦君）

すみません、14日は参加できません。

議長（溝口勲夫君）

それではほかにはないようですので、以上をもちまして、長時間にわたりましたけれども、あきる野市教育委員会8月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後3時50分